

みかんの郷



ケアセンター

介護が必要な方のお手伝いをします



まずは、お気軽にお電話を…

みかんの郷ケアセンター

(担当：守田まで)

 **0120-310-471**

※フリーダイヤルのため、通話料は当方で負担いたします。

<http://www.mikan-no-sato.jp/index.php>

ホームページもご覧ください

訪問介護って何？

介護福祉士や訪問介護員が居宅要介護者等（要介護者と要支援者）の居宅を訪問し、身体介護や生活援助を行います。

※身体介護とは・・・排泄等の介護、身体整容、体位変換など

※生活援助とは・・・掃除、洗濯、ベッドメイク、買い物、調理・配膳等

どんな人が使えるの？

介護認定において

「要支援1・2」・「要介護1～5」

の認定を受けた方。



いつやっているの？

営業日：日曜日～土曜日（年中無休）

営業時間：7時00分～20時30分まで



相談はできますか？

ご相談は、随時受け付けております。
お気軽にお電話にてお問合せください。
また、ご自宅でのご相談も受け付けております。

**※当施設では、居宅支援事業所を併設致しております。
要介護認定の申請など介護についてのご相談も承っております。**

訪問介護サービスのご利用までの流れ

●実際にサービスを受けるには・・・

まずは、お住いの市区町村の窓口で要介護認定（要支援認定）の申請をしましょう。申請後は市区町村の職員などから訪問を受け、聞き取り調査（認定調査）が行われます。また、市区町村からの依頼によりかかりつけのお医者さんが心身の状況について意見書（主治医意見書）を作成します。その後、認定調査結果や主治医意見書に基づく判定を経て市区町村が要介護度を決定します。

介護保険では、要介護度に応じて受けられるサービスが決まっていますので、自分の要介護度が判定された後は、自分が「どんな介護サービスを受けるか」「どういった事業所を選ぶか」に基づきサービスの利用が始まります。

①要介護認定の申請

介護保険によるサービスを利用するには、要介護認定の申請が必要になります。申請には介護保険被保険者証が必要です。また、40から64歳までの人が申請を行う場合は、医療保険証が必要です。



②認定調査・主治医意見書

市区町村等の調査員が自宅や施設等を訪問して、心身の状態を確認するための認定調査を行います。主治医意見書は市区町村が主治医に依頼します。主治医がいない場合は、市区町村の指定医の診察が必要です。



③審査判定

調査結果及び主治医意見書の一部の項目はコンピューターに入力され、全国の一律判定方法で要介護度の判定が行なわれます。（一次判定）
一次判定の結果と主治医意見書に基づき、介護認定審査会による要介護度の判定が行われます。（二次判定）



④認定

市区町村は、介護認定審査会の判定結果にもとづき要介護認定を行い、申請者に結果を通知します。申請から認定の通知までは原則30日以内に行います。認定は要支援1・2、要介護1～5までの7段階及び非該当に分かれています。



⑤介護（介護予防）サービス計画書の作成

介護（介護予防）サービスを利用する場合は、介護（介護予防）サービス計画書（ケアプラン）の作成が必要となります。

「要支援1」「要支援2」の介護予防サービス計画書は地域包括支援センターに相談し、「要介護1」以上の介護サービス計画書は介護支援専門員（ケアマネジャー）のいる、県知事の指定を受けた居宅介護支援事業者（ケアプラン作成事業者）へ依頼します。

依頼を受けた介護支援専門員は、どのサービスを利用するか、本人や家族の希望、心身の状態を充分配慮して、介護サービス計画書を作成します。

※「要介護1」以上 居宅介護支援事業所（ケアプラン作成事業者）

※「要支援1」「要支援2」 地域包括支援センター



⑥介護サービス利用の開始

介護サービス計画にもとづいた、さまざまなサービスが利用できます。

【 利用料 】

①訪問介護 身体介護

20分以上～30分未満	245円
30分以上～1時間未満	388円
1時間以上	30分増すごとに80円加算

②訪問介護 生活援助

20分以上～45分未満	183円
45分以上	225円

③介護予防訪問介護

介護予防訪問介護費（Ⅰ）	要支援1・2 週1回程度必要	1,168円
介護予防訪問介護費（Ⅱ）	要支援1・2 週2回程度必要	2,335円
介護予防訪問介護費（Ⅲ）	要支援1 週2回程度必要	3,704円